

7. 捕獲現場等での埋設処理

鳥獣保護管理法においては、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれ
が軽微である場合を除き、捕獲現場に捕獲物等を放置することは禁止されており、鳥獣基本
指針においては、やむを得ない場合に限り、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋
設処理を行うことが認められている⁴⁾。しかしながら、鉛弾で銃殺した捕獲イノシシについ
て十分な深さに埋設を行わなかった場合、他の鳥獣がそのイノシシを捕食し、鉛を体内に蓄
えてしまい鉛中毒を起こす等、生態系や環境に影響を及ぼす可能性があるため、十分注意し
て埋設を行う。また、埋設作業の負担軽減等のために市町村が共同埋設場所を提供している
ケースもあるが、共同埋設場所に運搬する場合には、体液の流出等について留意が必要であ
る。また、共同埋設場所の運用にあたっては、生活環境保全上の十分な配慮が必要である。

なお、捕獲物等の埋設により、生活環境保全上支障が生じ、あるいは生ずるおそれがある
と認められる場合は、廃棄物処理法に規定する措置命令の対象となる可能性がある。捕獲イ
ノシシを埋設する場合には生活環境に影響を与えないように十分に配慮する必要がある。